

2

インド、ウッタル・プラデシ州の  
ザミーンダール制廃止法の立法過程

た　だ　ひろ　かず  
多　田　博　一

はじめに【一部略】

出典 『アジア経済』第10巻第11号 第11巻第5号

I UP州におけるザミーンダール制

1969年11月 1970年5月

廃止への動き【略】

II 「UP州ザミーンダール制廃止およ  
び土地改革法」の立法過程【一部略】

III 地主の反対運動【略】

むすび

はじめに

インドの農業生産の増大、食糧問題の解決のために、ザミーンダール制<sup>(1)</sup>の廃止が必要であることは広く認められていた。1946年ごろまでに政府をはじめとし、民族ブルジョアジー、インテリゲンチャ、労働者階級、農民層がそれぞれの立場から土地改革案を提起していた。問題はザミーンダール制の廃止の仕方と廃止後の農業生産関係のあり方にかかるイデオロギー上の対立であった。

インドの各州ではそれぞれに独自な土地制度、それから生ずる農村社会に

おける独自な階級関係もしくは農民諸階層間の関係に規定されながら、農業問題解決のための政策が立てられるようになってきた。

以下本論では「ウッタル・プラデシ<sup>(2)</sup>（以下UP州と略記）ザミーンダール制廃止および土地改革法」(Uttar Pradesh Zamindari Abolition and Land Reforms Act, 1950) がいかなる過程を経て成立したかを跡づけることによって、当時のインドおよびUP州の社会・経済的諸条件の中で、同法のもつた意義を解明してみたい。

【後略】

## I UP州におけるザミーンダール制廃止への動き【略】

## II 1950年UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法の立法過程

### 1. 政治、経済的背景

1947年にはいってからのインドの政治は、どのような形で独立を達成するかという問題に焦点がおかれて、同年8月のインドとパーキスタンの分離独立後は分離によって生じた難民の問題、あるいは藩王国併合の問題に、中央政府は追われはじめた。しかし、1947年末になると、各州で進められている土地改革に対し統一的な方針を示す必要が感じられるようになり、12月に各州の財務大臣がニューデリーに招集された。この会議では、中間介在者制度の起源、歴史、現状が各州できわめて異なっているので、各州の独自な状況に応じた廃止の仕方が考案さるべきであるという点で一致がみられた。しかし、廃止後の農業制度に関してはかなり大幅な統一が可能であると考えられた。したがってこの問題を全面的に検討する委員会を組織するようにとの要請が国民會議派の議長に出された。この結果、J・C・クマラッパを委員長

とする会議派農業改革委員会 (Congress Agrarian Reforms Committee) が任命された<sup>(1)</sup>。

他方、州段階での政治の最も重要な問題は食糧増産であった。このためにUP州政府は、1946年以来、2毛作の奨励、荒蕪地開墾への低利融資、改良種子、肥料、改良農具の供給、模範農場の設置、保有地の整理統合などの措置を実施してきていた<sup>(2)</sup>。1947年7月には州開発局を設けて政府各部局の政策の調整に当たらせた。そして各県には官僚および民間人から構成される開発協会が設立された。この協会の常設事務局として県開発委員会が設置された。その下に10~15カ村を1単位とするブロックが組織され、協同組合ベースの改良種子貯蔵所が各ブロックに開設された<sup>(3)</sup>。

農業生産増大の必要から、政府は農民を掌握するために、すでに1946年8月15日にはUP州ガオン・フクマト法案 (United Provinces Gaon Hukumat Bill) を州立法議会に提出していた。これはのちにUP州パンチャーヤト自治法案 (United Provinces Panchayat Raj Bill) と名称を改められ、1947年秋に州立法議会を通過し、12月7日にインド総督の認証を得た。この法には、村のすべての成人からなる村全体会議（ガオン・サバー）を設け、その行政機関として15~30人で構成されるガオン・パンチャーヤトを一般普通選挙で選出することが定められていた。村パンチャーヤトは一定の課税権を賦与され、つぎのような業務を遂行することになっていた。

- (1) 州政府の行政事務代行——出生・死亡・結婚の登録、人口センサス、家畜調査、その他の統計の整備・管理。
- (2) 司法事務代行——民事・刑事犯罪の取締まり。
- (3) 社会福祉・教育——医薬設備、衛生および伝染病の予防・治療、母子福祉、火災の予防・消火、村立初等学校の設立と維持。
- (4) 公共財産の管理——公道・公共井戸・貯水池の建設・修理・維持、村有建築物その他の財産の管理、共同放牧場その他共用地の設定・管理、肥料貯蔵所の割当て、森林・荒蕪地・水路・水飲場の維持・管理、祭市・常設市場・定期市場の規制。

## (5) 経済——農・商・工業の発展。

法案審議の段階において、当時の2大政党、国民会議派とムスリム連盟との間で最大の争点となったのは村パンチャーヤトの一般普通選挙による選出であった。人口に占める割合の小さいムスリムは、パンチャーヤトがヒンドゥに支配されることを恐れて、コミュニティ別の分離選挙人団方式を主張して譲らなかった。だが、1947年8月15日のインドとパキスタンの分離・独立とともに、宗教的対立よりは、村の支配権の掌握を目指すカースト間、地主・小作人間の対立が表面化してき、農村地域の政治的緊張が高まった。

ザミーンダール制廃止が州政府によって実現されることが不可避であることが明らかになるにつれて、各地で地主が小作人を追いたてて、もとの小作地を自耕地として確保しようとする動きが目だってきた<sup>(4)</sup>。これに対し、小作人、農業労働者の側でもみずからを組織して地主に対抗するようになってきた。たとえばUP州東部ではアヒール、クルミ、クンビの中位カースト小作農はトリヴェニ・サング (Triveni Sangh) を結成した。またガラリヤ、カッチー、ロハール、テリ、チャマール、ロダーなどの中・低位カーストはショシット・サング (Shoshit Sangh) を結成した。これは「土地なき労働者とわずかの土地をもつ農業労働者」の土地をもつ農民に対抗する運動であった<sup>(5)</sup>。中・低位カーストが一致して小作党を結成し、タークル地主に対抗する例もみられた<sup>(6)</sup>。

UP州政府はすでに1946年9月にカーンプルの労働組合、ライバーリー、バスティ、アリーガルの農民組合および共産党の活動を禁止し、共産党员、農民、労働運動家の逮捕を大々的に行なっていた。

このような状況の中で、UP州ザミーンダール制廃止委員会の仕事はつづけられ、1947年2月から6月にかけて、3回にわたり、委員会の質問状に回答を寄せた人のうちおもだった人から証言をとり、また事務局は土地所有、地税、小作関係、地代などに関する法律、統計の整理をした。こうして1947年10月に暫定報告書が起草され、委員会の中で検討が繰り返されたのち1948年7月に最終的報告書が公刊された。

## 2. UP州ザミーンダール制廃止委員会の報告の内容<sup>(7)</sup>

ザミーンダール制廃止委員会は、ザミーンダール制を廃止する理由として次の4点を特に強調している。

- (1) ザミーンダール制は浪費的な地税徴収機構であること。すなわち、国家が査定し、地主が徴収している地代総額は年間約1億7000万ルピーであるのに、そのうち地主が地税および地方税として政府に納入するのは7000万ルピーにすぎず、1億ルピーは地主の取分となっていた。
- (2) 少数の地主への土地の集中による弊害。植民地体制下において工業その他の農外雇用機会が減少し、土地に対する人口圧力が増大したために、小作料が高騰し、農民の投資資金が欠乏した。他方、小作権が不安定なために農業生産増大の心理的誘因に欠けていた。この結果、農業生産の停滞が生じた。
- (3) 小ザミーンダールを含む直接耕作者と政府との関係の密接化。政府と直接耕作者との間に立つザミーンダールを排除することにより、政府が農民を直接把握し、農業増産政策の実施を容易にし、効果的にすることができる。
- (4) 反乱に転化する可能性のある農民の不満を解消すること。「時として公然たる不服従の行為に、また時として暴力にあらわれている、やっと抑えられてきた積年の不満が危機的な段階に達した。村の小作人の間にみられる抑制と自己制御は政権についている者がかれらに加えられている不公正を排除してくれるだろうという期待にもとづいている。この期待が満たされなかったら、小作人は絶望するだろう。不満は革命にまで発展し、わが国の社会的秩序が暴力による破壊の危険にさらされることになろう。われわれのザミーンダール制廃止計画は公正な補償金の支払いを予定している。もし廃止が数年延期されるならばそれは無償没収をもたらし、血まみれの暴力的なものとなろう。」<sup>(8)</sup>

ザミーンダール制廃止の結果、地主の自耕地を除くすべての貸付地の所有権が国家に帰属することになる。補償金決定の原則は、(1)土地を没収される

中間介在者に相応な生計を保証すること、(2)州財政が負担しうる限度内におけることとする。年間納入地税額に応じてザミーンダールを10階級に分け、補償金額は年間純所得額の小さいものから25倍ないし8倍相当額とする。この計算では補償金総額は13.7億ルピーとなる。これを2.5%利子つき40年償還の公債で支払う。

このようにして、ザミーンダール制を廃止したのちの農業関係をどのようにするかについては、すでにみたように国民会議派内部でも意見が分かれていた。

ザミーンダール制廃止委員会は資本主義的大規模農場も社会主義的集団農場もインドの現実に合わないとして排斥し、村落単位の協同組合農場の設立を究極的目的とした。しかしそれをただちに実施することは、農民の土地に対する愛着、および管理能力の欠如のために困難であると考えた。他方、農民的所有制は非経済的規模の保有地の問題を解決することができず好ましくないとされた。こうして、

- (1) 「村落共同体」による土地の共同所有と管理、
- (2) 相続権および譲渡権をもつ耕作者——ヒッサーダール (Hissadar)<sup>(9)</sup>による土地利用、

の二つの原則を主柱とする農業関係再編案が提起された。

「村落共同体」は村内のすべての土地の所有権をもち、村を代表して村全体に課される地税の納入契約の当事者となり、個々の保有地にそれを配分する権限をもつ。その他、耕地以外の土地すなわち、荒蕪地、森林、貯水池、放牧地および市場の共同所有と管理、保有地の整理統合、農業協同組合活動の主体となる。

将来、地主・小作関係が再現するのを防ぐために、ヒッサーダールの土地譲渡権には次のような制限が課される。

- (1) 土地の譲渡は「村落共同体」を通じて行なうこと。「村落共同体」は譲渡希望者にその地方で一般的な地税率の12倍相当額と農民によってすでになされた改良に対する補償金を支払って、土地を買い取り、譲受希望者の中か

ら適當とみなすものを選んでその土地を同一の金額で売り渡す。

(2) 土地のまた貸しは未成年者、女子もしくは不具者を除いて、全面的に禁止する。また貸しが認められた場合には、小作料はヒッサーダールの地税の1.5倍以下とする。

(3) 将来の土地取得については、相続による場合を除いて、30エーカーを限度として、それ以上の取得を認めない。

(4) 経営規模の零細化を防ぐために10エーカー以下の保有地の分割を禁止する。

(5) 「耕作者」はみずから土地を耕作しなければならない。もし土地の買手が2年間土地を耕作しないか、もしくは「村落共同体」を通じて耕作についての取決めをしない場合には、その土地は「村落共同体」によって没収される。

上述の「村落共同体」の機能のうち、

(イ) 「村落共同体」全体、すなわちヒッサーダールおよび土地利用権をもたないその他すべての村民によって行使されるのは、荒蕪地、森林、住居地、道路、共同井戸、貯水池、水路の管理権、無主地の賃貸権、

(ロ) 地税納入者の団体、すなわちサンユクト・ヒッサーダリー (Sanyukt Hissadari) によって行使されるのは、地税納入の連帶的かつ個別の義務、地税の徴収、地税のヒッサーダールの間での配分、保有地の整理統合、種子、農具、タカヴィ貸付金（政府の農業振興貸付金）の分配、その他耕作可能地の改良に関連する諸活動とする。

以上のように、ザミーンダール制廃止委員会の勧告は、村を政治的、経済的活動の単位として制度化し、ザミーンダール制廃止後の地方行政機構の空白を埋めると同時に、耕作地主、小作人のいずれをも「自作農」化することを目的としていた。「自作農」といっても、現存の土地保有規模に制限を加え、それから生ずる余剰地の再分配には、

(1) 富農——耕作地主および小作農上層——の反対、

(2) 経済的保有地の規模を10エーカーとすれば、10エーカー以下の保有地

を経済的にするためには、莫大な余剰地が必要であること、

(3) 大規模農場の解体により食糧の市販余剰が減少して、工業発展を阻害することの理由をあげて反対していることから明らかのように、家族労作的自作農だけではなく、大農的経営をも含むものであった。

さらに将来の地税の査定については、地税は種々の土壤等級、異なる規模の保有地の平均生産高、耕作費用を推定して定めること、10エーカー規模の保有地の地税率を標準として、保有地規模に応じて累進的税率を適用すること、非経済的保有地は地税納入義務を免除することが提案された。

最後に農業労働者については、家内工業のような新しい雇用機会を創出すること、最低賃金法を制定すること、労働組合を結成することが勧告されていた。

ザミーンダール制廃止委員会の改革案の骨子は上述のとおりであったが、それは先に紹介した【収録していない部分一編者】代表的な土地改革案のうちのカトジュ、ジAIN、チャラン・シンの意見の折衷ともいえるものである。特に影響力の強かったのは「ガンディー主義計画」とチャラン・シンの「農民主義的」自作農創設案であったことは明らかである<sup>(10)</sup>。ただチャラン・シンが主張していた地主自耕地を50エーカーに制限する案は入れられず、地主に対しそれまでの自耕地の保有をすべて認めたことは中小地主に対する譲歩とみられる。この点に関し、UP州国民會議派の指導者の1人スリ・プラカーサは次のように述べていた。

「會議派の農村における活動家のほとんどすべてが小ザミーンダールである。……必要があれば牢獄にはいることもいとわす、會議派委員会に加わり、現在立法議会を満たしているのはかれら（小ザミーンダール）である。わが立法議会議員諸氏が国のために無報酬で奉仕することのできたのもかれら小ザミーンダールのおかげであったことを忘れてはならない。」<sup>(11)</sup>

この報告書が明らかにされるとただちに、UP州ザミーンダール連合を代表してJ・プラサードが反対意見を表明した。すなわち、補償金が州の財政能力によって制限されているばかりでなく、さらにザミーンダールの規模に応

じて格差づけのあることは、法律の前の平等の原理に抵触するものであり、実質的には没収に等しい。またヒッサーダールは土地の譲渡、分割を制限されており、その権利内容は現在の占有小作人の権利とほとんど変わりないことを指摘し、「村落共同体」の役割が大きいことは、将来の集団農場化の一歩である、として農民層の間に国民会議派の意図に対する不信感をかきたてようとした<sup>(12)</sup>。

他方、国民会議派から分離したインド社会党はザミーンダール制の無償廃止を主張していた。小ザミーンダールには再生補助金という形で新たな生計手段につくための資金を与える。また、ザミーンダール制廃止委員会のいう「耕作者」はあいまいな概念であり、他人の労働を搾取し、経営の監督だけをする資本家的農業経営者をも許容するものである。現在の保有地規模にも限度を課し、それを越える部分を国家が収用し、非経済的保有者に再分配すべきである、と批判した。J・P・ナーラーヤン、R・M・ロヒヤー、A・N・デーヴァー3人の連署による反対声明も出された<sup>(13)</sup>。

### 3. UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法の立案過程

ザミーンダール制廃止委員会の勧告をただちに実施することは、食糧事情の悪化、それに伴うインフレーションの進行などのために危ぶまれていた。1948年10月末に各州の財務大臣がニューデリーに招集され、インド中央政府の大蔵大臣、インド準備銀行総裁も加わって、ザミーンダール制廃止の財政的側面が主として討議された。この会議でインド中央政府は、ザミーンダール制廃止の実施を計画している州政府に対し、その延期を要請はしなかったが、現在進行中のインフレーションを促進するかまたはそれを抑制しようとする中央政府の諸措置の効果を相殺するような廃止策は採らないようにと勧告した。そしてザミーンダール制廃止のための補償金については、インド中央政府は州政府に補助金を与えないと言明した<sup>(14)</sup>。このような事情のために、ザミーンダール制廃止の実施は4年ほど延期されるのではないかという

観測がなされるようになった。また、インド中央政府の大蔵大臣みずから補償金支払い義務は州の財政能力を上回るので、改革の実施を延ばさざるをえないだろうと認めていた<sup>(15)</sup>。

これに対し、UP州政府首席パントは11月はじめに州政府の見解を明らかにして、UP州のザミーンダール制廃止はなるべく早い機会に実施すると言明した。そしてUP州政府内では特に上述の州財務大臣会議の決定にしたがうために、ザミーンダール制廃止委員会の勧告にどのような変更を加えるべきかが検討された<sup>(16)</sup>。

この当時制憲議会でインド憲法草案が審議されていたが、財政権保護条項をめぐって、国民會議派内にJ・ネルーを中心とする急進派とV・パテールを先頭にする稳健派の対立が生じていた。ネルーはザミーンダール制廃止を早急に実施するために、立法府が補償金の支払額を決定する権限をもつべきであると主張したのに対し、パテール派はそれは裁判所が決定すべきものであると主張して譲らず、ついにネルーは譲歩せざるをえなかった。これと関連して、1949年4月にインド政府は公式声明を発表して、補償金は現金支払いのみを意味し、公債による支払いは補償ではなく収用に等しいという見解を明らかにした<sup>(17)</sup>。

このためUP州政府は補償金を現金で支払うために、小作人から小作地の買取金を取り立てることに決定した。1949/50年度予算案の作成に際し、ザミーンダール制廃止基金を設置して、前年度繰越金の中から1000万ルピーを繰り入れると同時に農業小作人(特權取得)法案(Agricultural Tenants [Acquisition of Privileges] Bill)を州立法議会に提出した。それによると、アワドの特別条件小作人、旧所有小作人、占有小作人などは、一時払いの場合には12倍相当額を納入することを条件に、(1)追いたてからの保護、(2)現行小作料を半減すること、(3)遺言による譲渡、売買、担保設定または贈与による移転の権利、を与えられることになった。これはザミーンダール制廃止および土地改革法案で予定している新しい保有権ブーミダール権であった。そしてその納入金でもって、17億ルピーを目標とするザミーンダール制廃止基金を満たそうと

した<sup>(18)</sup>。

この間にザミーンダール制廃止案もちゃくちゃくと準備が進められ、1949年5月ごろにはほぼその骨子が定まった。そして7月7日に州立法議会に提出された。州政府首相G・B・パントは65分にわたる提案演説で次のような趣旨を強調した。

「このザミーンダール制廃止および土地改革法案は農民のマグナ・カルタである。

国際的観点からみれば、これは共産主義の成長を押しとどめ、中国において共産主義が成功するのを助長したような状態の生ずるのを阻止する措置である。インドでそのような事態が生じないような雰囲気をつくり出さなければならない。

この法案はインド国民会議派および州内のすべての進歩的な人々の志向を実現したものである。ザミーンダール制廃止は農民の完全なる自由の実現である。かれらにとって、経済的、社会的発展の新しい時代の開幕を意味する。」<sup>(19)</sup>

1949年8月28日に、UP州国民会議派委員会の席上で、J・ネルーも同様な趣旨を述べた。

「中国では共産党が勝利をおさめている。その根本には土地問題がある。約40年前に皇帝が追い出され、革命が起こされた。その後40年間に中国は土地政策を発展させることができなかった。その結果、政府が崩壊した。歴史の示すところによれば、国が土地問題を解決するときその困難は減少し、その他の諸問題もおのずから解決はじめる。」<sup>(20)</sup>

このような認識、危機感が、国民会議派内の急進派と稳健派の対立を越えて、ザミーンダール制廃止を促進する一つの大きな要因となった。

#### 4. 法の問題点

UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法は単にザミーンダール制の廃止を規定しているだけではなく、廃止後の土地をめぐる諸関係の抜本的再編成を意図したものであった。それは、2章344カ条から成る膨大なもので、中間介在者制度の廃止、補償金の査定と支払い方法、廃止後の土地管理機関としてのガオン・サマージ(Gaon Samaj)の機構と権限、新しい保有権の種類と権利内容、地租の査定と徴収の仕方、協同組合農場の設立といった諸問題を扱っていた。この法の主要な問題点をつぎにみることにする<sup>(21)</sup>。

##### (1) 地所の国家による収用と補償金

州内のすべての地所が官報上で州政府が指定する日を期して、国家に収用され、それとともにすべての中間介在者の権利、権限が消滅する。

補償金は純資産額の一 law 8 倍相当額とする。ザミーンダール制廃止委員会は格差づけ補償金を勧告していたが、それは憲法に違反することになろうという配慮から補償金は一律 8 倍とし、それに加えて納入地租額 1 万ルピー以下のザミーンダールには、納入地租額規模の大小に応じて純資産額の 1 ~ 20 倍相当額の再生補助金が支払われることになった。こうして実質的にはザミーンダール制廃止委員会の勧告よりも多額の補償金がザミーンダールに支払われることになった。それは特に中小ザミーンダールに有利であった。納入地租額規模により所有地 1 エーカー当たりの補償金額は異なるが、州全体の平均では約 31 ルピーで<sup>(22)</sup>、地価のほぼ 10 分の 1 にすぎなかった。

支払方法に関しては、はじめは明確な規定がなされていなかった。しかし法案が州立法議会下院の第 2 読会を通過して、上院において審議されていた 1950 年 11 月にいたっても、17 億ルピーを目標としていたザミーンダール制廃止基金への小作人の納入額は 2 億 7000 万ルピーにすぎず、補償金を全額現金で支払うことは不可能なことが明らかになった<sup>(23)</sup>。このため、「補償金の支払

いは現金あるは公債あるいは一部現金、一部公債によってなされる」という条項が付加された。

### (2) ガオン・サマージ

ザミーンダール制を廃止した後の地税行政上の間隙を埋めるために、地税行政の末端機関としてガオン・サマージの設立が規定された。それは法人であり、訴訟当事者となることができ、その法人としての名義で動産、不動産を取得、占有、管理および譲渡する権利をもち、また契約当事者となる権利をもつ。構成員は村に居住するすべての成人である。ガオン・サマージには村内のブーミダール権、シールダール権のもとにある土地を除くすべての土地、森林、樹木、漁場、定期市場、常設市場、祭市、井戸、貯水池、採石場、水路、道路、住宅区が帰属する。ガオン・サマージの下に土地管理委員会が選出されて、上記の土地、財産の管理、監督にあたる。未占有地の賃貸借は土地管理委員会を通じてなされることになり、村パンチャーヤトと並んで村内の政治的対立を緊張せしめる要因となつた<sup>(24)</sup>。

### (3) 新しい保有権

UP州小作法のもとでは20数種もの小作権があったが、それらはザミーンダール制廃止後4種に整理された。

#### i ブーミダール権 (Bhumidari)

旧ザミーンダールはその自耕地たるシール、クドカーシトおよび林地に対し、また擬似所有者といわれる下級所有権者や譲渡権をもつ占有小作人などはその占有地に対し、自動的にブーミダール権を取得した。

それに加えて、補償金捻出のために、小作料の10~12倍相当額を国庫に納入した小作人もブーミダール権を獲得した。

ブーミダール権は相続、譲渡ができ、土地をいかなる目的にも利用でき、追立てにあわない。国家に地税を納入する義務がある。その額は小作料の10~12倍相当額を国庫に納入してブーミダール権を取得したもののは元

の小作料の半額で、自動的にブーミダール権を取得したものは元の地税額のままであった。

#### ii シールダール権 (Sirdari)

ブーミダール権を買い取ったもの以外の小作人はほとんどすべてシールダール権を取得した。

シールダール権は、相続できるが譲渡はできない。政府に地税として元の小作料と同じ額を納入する。また土地の利用は農業、園芸および畜産に限定され、それに違反した場合には追い立てられる。

#### iii アサーミー権 (Asami)

旧中間介在者の林地の小作人、抵当権者又小作人などに安定した小作権を与えるために規定された。またブーミダール、シールダールが法で認められた賃貸をする場合の賃借人もアサーミー権をもつ。譲渡はもちろんできず、土地の利用も農業、園芸、畜産に限定されている。それに違反した場合、または小作料滞納、賃貸借期間の満了、あるいは土地保有権者による自耕作のための土地取戻しを理由として追い立てられる。

#### iv アディヴァーサー権 (Adhivasi)

旧中間介在者の自耕地たるシールの小作人、その他の又小作人であったものに与えられた権利で、法の実施後5年を経てから小作料の15倍相当額を地主に支払ってブーミダール権を取得するようにと規定されていた。もしそれを納めることができなければ、追い立てられることになっていた。しかし、1954年の修正法によってこれらアディヴァーサーにはシールダール権が与えられた。

アディヴァーサー権は一時的なものであり、したがってUP州の新しい保有権の主要なものはブーミダールとシールダールであった。すでに触れておいたように、これら二者の区別はザミーンダール制廃止委員会の勧告にないもので、ザミーンダールに対する補償金を捻出するために設けられたものであった。そしてそれは第二次世界大戦中から戦後にかけて続いた一般的な経済の好況と農産物不足による高価格によって、農民層の経済状態がよくなっ

ているという想定にもとづいていた<sup>(25)</sup>。しかしザミーンダール制廃止基金への小作人の反応が予期したほど強くないことが明らかになると、UP州政府は地方官吏、国民会議派党員、教師、パトワーリー、新たに選出された村パンチャーヤトの役職員などを動員して小作人の説得にあたった<sup>(26)</sup>。それにもかかわらず、けっきょくザミーンダール制廃止基金は当初の目標の2割にも達しなかった。

#### (4) 土地保有に対する諸制限

零細農民の増加を防ぐために、 $6\frac{1}{4}$ エーカー（1954年の修正により $3\frac{1}{8}$ エーカーになる）以下の保有地の分割が禁止された。また土地の集中を防止するために、将来は30エーカー（1958年の修正により $12\frac{1}{2}$ エーカーに下げられた）以上の土地取得を禁止した。しかし、現存の保有地規模にはなんらの限度をも課さなかった。また、土地の賃貸は女子、未成年者、精神的および肉体的不具者、囚人、軍人などの場合を除いて認められなかった。

しかし、農作業の遂行にあたって土地保有権者を助けあるいは協同することによって、土地の生産物の一部を受け取るような契約を賃貸借とはみなさないとして、物納小作を認めている。これは直接生産過程における労働力を、主として中・低位カーストに属する小作人、又小作人あるいは隸属性の農業労働者に依存するUP州の東部の高カースト農民層の圧力によって修正条項として挿入されたものであった。自作農層の多い西部出身の議員はそのような規定に反対していた。地主はほとんどすべて高位カーストに属し、物納小作を認めることに賛成していた<sup>(27)</sup>。地主自耕地たるシール・クドカーシト、小作保有地の現存規模になんら制限を加えなかつことと関連して、この物納小作の公認は古い諸関係を農村に残存せしめることになった。

#### (5) 耕作協同組合の設立の奨励

耕作協同組合の設立に関しては二つの方法が規定されている。

一つは、30エーカーまたはそれ以上の土地に対しブーミダール権または

シールダール権を有しているガオン・サマージの構成員10名またはそれ以上が、協同組合農場の設立を望む時は、州政府協同組合局長官に申請して許可を得る。

他は、非経済的保有地に対しブーミダール権またはシールダール権を有する者総数の3分の2以上が、そのような保有地の総面積の3分の2以上を保有しており、連帯して協同組合農場の設立を申請するならば、県長官はそのような保有地の残余の保有者に対し協同組合農場の設立を命令することができるというものであった。

以上のように、いずれの場合も官吏の許可を必要とし、協同組合農場の設立は、農民の自発的意志と同時に、政府の意向いかんにかかっていることが明らかである。

\*

\*

\*

この法案に対し、会議派から脱退したガンディー主義者たちのグループである人民会議派（People's Congress）を代表してT・シンは次のように述べた。ブーミダール権はすべての小作人に無償で与えられるべきである。補償金はもし純資産額の8倍相当額を支払うことができないならば引き下げるべきである。協同耕作者は又小作の一種であり、政府は小作関係を廃絶するという原則を破っている。その他の欠陥もあるが、政府がこの法案をただちに実施するのであれば喜んでそれを支持する<sup>(28)</sup>。社会党を代表してR・R・シャーストリーは次のように述べた。法案は資本主義と封建制の神聖同盟を反映するものであり、それを終わらせるものではない。会議派はザミーンダール制廃止の負担が農民にかかると述べたことはなかった。しかしいまやそれが行なわれている。ザミーンダールは自動的にブーミダールになるが、小作人はブーミダール権を取得するために年間小作料の12倍相当額を払わなければならない。「耕作者に土地を！」という基本原則は実現されなかった。地主に対し補償金を支払う必要がない。政府が補償金を払おうとするのは現存の社会経済制度を維持しようとするからであり、私有財産を神聖なものとする資本主義的観点にたっている。結論としてかれは、この法案は地主制を終わ

らせるものではなく、農業革命を阻止しようとするものである、と述べた。以上がシャーストリーの反対の要旨であった<sup>(29)</sup>。

地主を代表する党である民主党のV・シャーは次のように述べている。補償金は公正でも衡平でもない。政府はザミーンダール制廃止基金の目標額を集めることができなかった以上はザミーンダール制廃止を延期すべきである。また同じ党のK・G・ナーラーヤンは次のように述べている。政府の目的は国家と耕作者との間の中間介在者を排除することであった。しかし物納小作が認められ、農業労働者の雇用が禁止されていないこと、ガオン・パンチャーヤトがザミーンダールに代わって地代徴収の機能を果たすことは政府がすべての中間介在者ではなく、地主だけを排除しようとしていることを意味する。現在の約220万人の中間介在者の代わりに2000万人もの中間介在者を作り出そうとしているのに等しい。現行の小作法でも小作人は安定した小作権をもっている。新しい法案は小作権の内容に何物をも付加しない。政府の目的は経済的なものではなく、政治的に地主の勢力を弱めようとするものである<sup>(30)</sup>。以上が地主側の反論の要旨であった。

UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法案は1951年1月16日に州立法議会を通過し、1月24日にインド大統領の認証を得た。

【後略】

### III 地主の反対運動【略】

#### むすび

以上、主として *The Pioneer* 紙上に掲載された記事、論説に依拠して、UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法の成立過程を、インド国民會議派の政策とそれに対応する地主側のザミーンダール制廃止反対運動の展開を中心にして、叙述したわけであるが、それからつぎのように結論することがで

きよう。

インドの独立が確実になるにつれて、民族ブルジョアジー、労働者階級、農民層、その他の利害集団の利益を代表するグループがそれぞれの立場から独立後のインド経済開発計画の一環として、ザミーンダール制の廃止を要求するようになってきた。インド国民会議派は、その内に種々の思想グループを含みながらも、全体としてプチ・ブル層を含む民族ブルジョアジーの利害を代表する立場から第1に経済的には、農民層を直接把握して食糧増産、工業原料の生産増大のための施策の効果をあげるために、第2に政治的には、独立前後のインド国内における階級的対立の激化、国際的には中国における共産党政権の成立といった要因に促されて、私有財産の不可侵性というブルジョア民主主義の基本原理を擁護する立場から、ザミーンダール制の廃止に踏み切っていった。このことは、インド憲法における財産権条項の制定およびその後の修正の過程にあらわれている。

UP州に限ってみれば、インド国民会議派は1946年の選挙綱領においてザミーンダール制の廃止を公約しながらも、その廃止の仕方および廃止後の農業生産関係のあり方について、統一的な計画がまえもって作成されていたわけではなかった。州国民会議派内には、あえてレッテルをはるとすれば、現状維持、ブルジョア民主主義、「農民主義」、プチブル的急進主義、「社会主义」、「ガンディー主義」など種々の利害集団を代表する思想グループがあり、それぞれ異なる土地改革案を提示していた。UP州ザミーンダール制廃止委員会の勧告ならびにそれにもとづいて作成されたUP州ザミーンダール制廃止および土地改革法は、それら種々の土地改革案のまことにたくみな折衷といえるものであった。

まず地主についてみると、小作に出してある土地はほとんどすべて収用の対象になるが、自耕地として登録してある土地は、面積の大小にかかわりなく無制限に、旧地主が保有を継続することを認められた。こうして、雇用労働力を主体とする資本主義的もしくは大農的経営、あるいは直接生産過程における労働力を主として、又小作人もしくは隸属的状態にある不可触賤民層

に依存する、雇役的とでもいべきより古い形態の経営の存続を容認している。のみならずカースト制にもとづく慣行によって自ら犁に触れることを禁止されており、中・低位カーストに属する、又小作人の雇役的労働もしくは隸属的常雇の労働力に依存する、高位カーストに属する手作り地主および小作農上層のために、協同耕作者という名目でもって、実質的に物納小作の存続を許している。こうして身分・カースト制を維持する経済的基盤をある程度残存せしめている。この結果、ザミーンダール制廃止法実施前の数年間に、地主は合法・非合法の手段を弄して小作人を追い立て、もとの小作地を自耕地として登録する動きをみせた。UP州における地主自耕地たるシールおよびクドカーシートの面積は1944～45年の735万4000エーカーから1951～52年には743万7000エーカーに、約8万エーカーに増加した<sup>(1)</sup>。ザミーンダール制廃止前の10年間では、地主が小作人から取り上げた土地面積は104万エーカーで、UP州の保有地総面積の2.4%に及んだ<sup>(2)</sup>。シールおよびクドカーシート所有規模別のザミーンダール階層のうちで、どの層がもっとも多く小作地を取り上げたかについては詳細な資料がない。しかし、ザミーンダール制廃止前後の耕作保有地面積の変動についての資料をみると、保有地規模別では40エーカー以上層、経営類型では雇役的もしくは雇用労働依存の上層農民の場合に減少率がもっとも大きい<sup>(3)</sup>。これは、大規模保有地の名義上の分割が生じたことを意味すると同時に、ザミーンダール制廃止前数年間に顕著になったシール・クドカーシート面積の拡大が、主として在村の中小ザミーンダールの自耕地確保の動きに起因するものであることを意味するのではないだろうか。これら中小ザミーンダールは、寄生地主ではなく、手作り経営に依拠するもの、自作地主あるいは自作農であり、農民階層としても富農、中農あるいは貧農に入れられるべきものであった。

つぎに、「農民主義者」の要求についてみると、UP州ザミーンダール制廃止法はその要求にある程度こたえて、将来土地を取得する場合には、現在保有しているものと合わせて30エーカーを越えてはならないという制限を課すとともに、分割の結果保有地面積が6½エーカー以下になる場合の分割を禁

止し、さらに特殊な場合を除いてはまた貸しを禁止することにより、「自営農民層」を広範に創出、維持しようとしている。ここでいう「自営農民層」とは、系譜的には中小ザミーンダール（手作り地主、自作地主、自作農）ならびに占有小作人および世襲小作人のような旧特權小作農上層をふくみ、経営類型としては雇役的なもの、かなりの程度雇用労働力に依存するものおよび自家労働力を主とするものを含み、農民階層としては富農および中農を含むものである。さらにそれは、ザミーンダール制廃止後の土地所有・利用の権利内容を異にするブーミダールとシールダールを含むものである。ブーミダール権とシールダール権の区別は、すでにみたように、本来意図されていたものではなく、地主に対する補償金を捻出するために創り出されたものであった。これはUP州国民會議派政府が地主に対して妥協的な態度をとったという側面と同時に、すでに土地のみならず産業の国有化を主張するほどに資本主義的諸関係が発達していた植民地的後進資本主義国インドにおいて、私有財産の不可侵性というブルジョア民主主義の根本原理を守るために、国家による私有財産の強制収用に当たって有償原則を貫かなければならぬという側面をもっていた。

さらに、プチ・ブル急進主義者とでもいべきグループの耕作協同組合創設案を生かして、ザミーンダール制廃止法は農民が自発的に耕作協同組合を組織する場合には、それを認める条項を含んでいる。

しかし、零細農民や土地なき「農業労働者」層の土地再分配の要求には、ザミーンダール制廃止法のなかでは全然こたえていない。そればかりでなく、先に言及したように、協同耕作者という名目で、零細農民および土地なき「農業労働者」による実質上の物納小作を容認さえしている。

最後に、以上のような種々の階級間および階層間の矛盾・対立を緩和し、村落の社会・経済の調和のとれた発展を保証する制度として、「ガンディー主義」に由来するガオン・サバーあるいはガオン・サマージが設置されることになった。

以上のように、UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法の内容は、UP

州国民会議派内の種々の思想グループ、なかでも「農民主主義者」、「ガンディー主義者」の主張を大幅に取り入れながら、手作り地主、自作地主層の利益を損じないようにするものであった。こうして、法律の条文の意味するところから判断するならば、土地利用の側面からとらえられた農民諸階層の立場および相互関係には、ザミーンダール制廃止前後で根本的な変化が生じなかつたといってよからう。

それでは、ザミーンダール制廃止法がもたらした変化は何であったろうか。それは寄生地主制の諸関係の大幅な縮小である。ザミーンダール制廃止以前には、保有地総面積に対する小作地の割合は80%に及んでいた。廃止後はその大部分がUP州政府に帰属することになり、との小作人の多くはシールダールとして、地租の査定・賦課・納入の面では、ザミーンダールを間に介さず、国家と直接関係をもつようになった。

もっとも、この点についてはつぎのような批判がある。1859年ベンガル地代法にはじまり1939年UP州小作法にいたるあいつぐ小作立法によって、1945/46年には小作地のうちの約90%が占有小作権および世襲小作権のもとにおかれ、地主は小作期間、小作料額を任意に決定することができなくなり、小作人は小作地の相続を認められるようになっていた。したがって、占有小作人、世襲小作人がザミーンダール制廃止法によって、保有地に対し譲渡権はもたないが、相続権をもつシールダールに転化したといっても、単に名称の変更にすぎないのではないか、という批判が、W. C. NealeおよびF. J. Mooreらによって出されている<sup>(4)</sup>。しかし、この点については、前近代的な寄生地主・小作関係の大幅な縮小にともない、小作人層が前近代的な人格的束縛、支配・被支配関係から解放され、少なくとも法制的には自立性を獲得したことのほうを高く評価すべきではないかと筆者は考える。この点で、未耕地、森林、市場、井戸、貯水池、住宅区などが、州政府に帰属した意義を過小評価してはならない。

1957～58年から1959～60年までの3カ年間の年平均で、UP州の保有地総面積4543万エーカーのうち、ブーミダール権地が1512万エーカーで33.28%，

シールダール権地が2995万エーカーで65.9%，アサーミー権地が36万エーカーで0.8%であった<sup>(5)</sup>。

ブーミダール権地面積1512万エーカーのうち45%は、旧ザミーンダールの自耕地が自動的に転化したものであり、残りの55%は小作人が買い取った分であった。ブーミダール権者とシールダール権者とは、人格的に明確に分かれているよりは、同一人がある土地をブーミダール権でもって保有し、他の土地をシールダール権でもって保有するというように、自分の保有地に対して二つの保有権をもっている場合がかなり多かった。UP州内の81カ村の調査の結果によれば、保有地面積の50%以上に対してもっている保有権にしたがって保有権者を分類すると、保有権者総数のうちブーミダール権者が21%，シールダール権者が78%，アサーミー権者が10%弱であった。ブーミダール権者のうち、自らの保有地の全部をブーミダール権でもって保有していたのは半数にすぎず、残り半数はその保有地の一部をブーミダール権者として保有しているだけであった。同じように、シールダール権者のうちの26.36%がその保有地の一部をブーミダール権でもって保有しており、アサーミー権者の25.68%も若干の土地をブーミダール権でもって保有していた。

しかし、一般的にいって、ブーミダール権者は高位カーストの農民の間に多く、經營様式も雇役的もしくは大農的なものであった。このことは旧ザミーンダールの自耕地が自動的にブーミダール権地に転換されたことから予想されるところである<sup>(6)</sup>。

すでに述べたように、ブーミダール権者は土地の相続および譲渡の権利を認められており、土地の用途に対してもなんら制限を加えられていなかった。これに対し、シールダール権者は土地を相続はできるが、譲渡を認められず、土地の用途も農業、園芸、畜産に限られていた。またシールダール権地に賦課される地税は、かつて地主に納めていた小作料額と等しく、ブーミダール権地の地税の約2倍であった。しかし、その額はUP州全体の平均で1エーカーにつき5.7ルピー<sup>(7)</sup>にすぎなかった。第2次大戦後のインドにおける農産物価格の上昇率を考慮するならば、ブーミダール権地とシールダール権地の

地税負担額の格差は経済的にはさほど大きな問題といえない。問題なのはむしろ、上に述べたように、ブーミダール権者が概して高位カーストの農民上層に多く、シールダール権者が主として中・低位カーストの農民中・下層に多いことである。これは身分・カースト制をある程度残存せしめる制度的要因となっている。いずれにしろ、サミーンダール制廃止の結果、小作人層に代わって、自らの土地を所有(ブーミダール権者)もしくは占有(シールダール権者)する「農民的所有者層」が広範に創出され、寄生地主層、特に寄生的大地主層が排除されたということができよう。この「農民的所有者層」は、けっして均質なものではなく、農民階層としても、経営類型からみても、種々のものをふくんでいた。

拙稿「インド、連合州における土地保有と小作関係——1930年代前後——」において、当時のUP州の農村社会において、(1)イギリス帝国主義およびその社会的支柱たる地主層と小作人層、(2)寄生的大地主と主として中位カーストに属する小作人層、(3)主として高位カーストに属する手作り地主および小作人上層と中・低位カーストに属する、又小作人および「農業労働者」層との間に、対立・抗争の発生する経済的契機が認められると指摘しておいた。第1の点は説明不足であって、イギリス植民地政府による地税の査定・賦課によって経済的影響をもっとも強く受けるのは、手作り地主、自作地主、自作農層であり、ある条件の下ではこれら諸階層がイギリス帝国主義に反対する動きをみせることになろう。1929年の世界経済大恐慌がまさにそのような条件を提供した。大恐慌の影響で所得の減少した手作り地主、自作地主、自作農の一部が地税不納運動を、また小作人層は地代不払運動をはじめた。インド国民会議派はこのような自然発生的な運動を組織化しながら、農村地域にその影響力を拡大していった。その推進者となったのが、手作り地主、自作地主など中小規模在村地主層であった。都市に在住する官吏、弁護士、教師、事務員、その他の知識人層の多くもこの層の出身であった<sup>(8)</sup>。中小規模在村地主層および系譜的にそれらに連なる都市在住の政治運動家たちが、ザミーンダール制度の無償廃止を要求する小作農民層の運動、主として中・低位カ-

ストに属する又小作人、「農業労働者」層および小作農下層の土地再分配要求運動の急進化を未然に防ぐため<sup>(9)</sup>に、寄生地主制（ザミーンダール制の一側面）の廃止を公約・推進することによって、一応は小作農層全体の支持を確保したと考えられる。また、経済的には、イギリス帝国主義支配およびその社会的支柱となっていた寄生地主制を廃止することにより、農業生産増大のため国家財政資金を確保しやすい制度的条件を創り出したものと考えられる。

以上のことは、ザミーンダール制廃止に反対する地主側の運動の参加者がアーグラー・ザミーンダール協会とアワド英印協会に属する寄生的大地主に限られており、中小ザミーンダールのかなりの部分が反対運動に積極的に加わらなかったばかりでなく、むしろザミーンダール制廃止を推進する国民会議派を積極的に支持していたことから結論できよう。

こうしてザミーンダール制廃止法の施行の結果、寄生的大地主が排除され、少数の又小作人を除き、ほとんどすべての小作人が、ガオン・サマージを通じて国家と直接に関係するシールダール権者になり、地主の恣意的な小作料の引上げ、追立てから解放されることになった。政治的には、地主対小作人の前近代的階級関係が大幅に解消され、パンチャーヤトの支配権や土地管理委員会による未耕地の分配、国家財政資金の獲得、農業政策をめぐる農民諸階層間、また農民上層と土地なき「農業労働者」との間の対立やカースト間あるいは派閥間の政争に転化された。他方、政府はもとの手作り地主、自作地主、小作農上層（主として現在のブーミダール層）を主要な支柱とするパンチャーヤト制度を通じて、村落支配の機構を創り出した。農民的剩余の処分をめぐる経済的側面では、旧ザミーンダールの取り分が州政府に引き継がれ、州財政の歳入を増加させることになった。しかし、補償金の支払い、そのための政府機関の増設費用などを考慮に入れるならば、短期的には歳入の純増加はほとんどなかったといってよい。農民の立場からみるならば、一括払いの闇小作料、違法な諸賦課金、強制労働など、地主による搾取が縮減した。だが、問題を土地利用の側面からみるならば、ザミーンダール制廃止時の保有地規模に何ら制限を加えず、土地の再分配が行なわれなかつたために、経

當保有地の配分の不均衡はほとんどそのまま残った<sup>(10)</sup>。

以上のように、1950年UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法の施行の結果は、直接的な経済的效果よりは、政治的に寄生的大地主層を排除し、村落の事実上の支配層であったかつての手作り地主、自作地主など在村の中小地主、自作農および小作農上層を把握して、政府の農業政策の実施を容易ならしめる制度的条件を創り出した点に認められる<sup>(11)</sup>。

UP州ザミーンダール制廃止および土地改革法が、村落の社会経済構造に具体的にどのような変化をもたらしたかは、寄生的大地主、寄生的中小地主、手作り地主あるいは自作地主のようなある地方で支配的な地主類型、占有小作人、世襲小作人、任意小作人など権利内容を異にする小作人の種類、雇役的經營、資本主義的經營、あるいは富農・中農・貧農など農民階層と經營類型、さらにカースト・身分階層構成の差異に応じて、地方ごとに、あるいは村ごとに異なってこよう。これまでに発表された事例調査の結果は、機会を改めて、とりまとめてみたい。

[注] —————

はじめに

- (1) ザミーンダール制の内容は厳密にいえば州ごとに異なっていた。本論では、国家が一定の課税単位区域について査定・賦課した地税を国家に納入することを条件に、その納入契約者に課税単位区域内のすべての土地（耕地、未耕地、森林、住居区など）に対する永代的、相続可能、かつ譲渡可能な権利を賦与した制度をいう。そのような権利をもつものをザミーンダールと呼ぶ。ザミーンダールには大は封建領主層から転化した大寄生地主から、小は零細耕地を自作する小農までが含まれる。本論で地主という場合には特にことわらないかぎり、小作小農の納める地代からの収入に主として依存する寄生地主層を指すものとして用いる。必要に応じて、土地利用の仕方、所有規模によって、寄生地主、耕作地主、手作り地主、自作地主、あるいは大地主、中・小地主ということばを用いる。中間介在者という場合には、小作人から地代を徴収して、その一部を地税として国家に納めるザミーンダールの地税行政機構に占める立場を指す。UP州のザミーンダール層の構成に関しては拙稿「インド連合州における土地保有と小作関係——1930年代前後——」（『アジア経済』第9巻第2号、1968年2月）参照。

(2) 現在のウッタル・プラデシは1877年まではNorth-Western ProvincesとOudhに分かれていた。1877年からは同一の政務長官の管轄下にいれられ、1902年にUnited Provinces of Agra and Oudhと名称が改められた。1950年1月26日インド連邦共和国の成立とともにUttar Pradeshの名称が用いられるようになった。ラムプル (Rampur), テヘリ・ガルワール (Tehri-Garhwal) の藩王国、その他若干の地域を除いて、United Provincesと現在のUttar Pradeshとは地理的にはほぼ同一の領域をカバーしているので、以下本論では頭文字を用いてUP州として、両者を区別しない。

## II

- (1) *The Pioneer*, December 18, 1946. H.D. Malaviya, *Land Reforms in India* (New Delhi, 1955), p. 81.
- (2) *Report on the Administration of the United Rrovinces for the Year 1946*, pp. 8~9.
- (3) *Report on the Administration of the United Rrovinces for the Year 1947*, pp. 101~104.
- (4) H.D. Malaviya, *Village Panchayats in India* (New Delhi, 1956), pp. 207~209.
- (5) *Report of the Congress Agrarian Reforms Committee* (New Delhi, 1949), pp. 138~139.
- (6) B.S. Cohn, "The Changing Status of a Depressed Caste," in *Village India*, ed. by M. Marriot (Chicago, 1955).
- (7) *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee* (Allahabad, 1948), Vol. I.
- (8) *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee*, Vol. I, p. 358.
- (9) 首相パントの出身地であるUP州北部のクマオン地方で、土地の共同持分権者を指すことば。
- (10) この点で興味深いのは、「村落共同体」の構成と権限をめぐるチャラン・シンと委員会の多数派との間の意見の対立である。この間の事情をザミーンダール制廃止委員会の報告書にはつぎのように述べられている。  
 「意見の相違は、(i)無主の耕作可能地の賃貸、(ii)また貸し、の機能を果たすべき「村落共同体」の構成をめぐって生じた。チャラン・シンはこれらの機能を共同相続団（サンユクト・ヒッサーダーリーを指す）に帰すべきだと主張した。その理由は、土地の効率的な利用と管理に関心をもっているのはこの団体だけであるというのであった。Radha Mohan Singhもこれに賛成した。しかしながらもしこの提案が受け入れられたならば、共同相続団が土地を独占する可能性が生じ、土地なき諸階級の利益がそこなわれることになろうと本委員会

の多数は考える。強大な経済的権限を含むこれらの機能は一階級に帰すべきものではなくて、『村落共同体』全体に割り当て、共同体全体の共通の利益のために行使されるようにすべきである。単一の階級がこの経済的権限を与えられるならば、それは耕作者と非耕作者との間に鋭い経済的矛盾を生み出し、共同体精神の協調のとれた発達を困難ならしめるであろう。したがって、われわれは多数の意見として、上述の諸機能は耕作者および非耕作者両方で構成される『村落共同体』全体によって行使さるべきであると勧告するものである。」(*Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee*, Vol. I, p. 524)。

国民會議派の指導者たちが階級対立のない協調的な「村落共同体」を復活することを考えていたのに対し地主側はそこに階級対立激化の契機を指摘していたことは興味深い。J・プラサードはUP州パンチャーヤト自治法と関連してザミンダール制廃止委員会の「村落共同体」論をつぎのように批判している。

「選挙の結果階級闘争が激化するだろう。土地なしの土地をもつ者に対する、数エーカーをもつ者のより多くもち、より富裕な者に対する闘争が激化し、最初に地主が、ついで富農が、そして最後には農民全体が消滅することになろう。」(*The Pioneer*, October 12, 1948)。

- (11) Sri Prakasa, "Zamindari, Its Cause and Cure," J. Prasad, *Should the Zamindari System in the United Provinces Abolished?* (Delhi, n.d.), pp. 2~3 に引用。
- (12) J. Prasad, "Zamindari Abolition Committee Report Analysed," (1), (2), (3), (4), (5) in *The Pioneer*, October 9, 10, 11, 12, 13, 1948. "Note of Dissent by Begam Aizaz Lasul, M.L.C." in *Report of the United Provinces Zamindari Abolition Committee*, Vol. I, pp. 599~610.
- (13) *The Pioneer*, October 16, November 21, December 27, 1948.
- (14) *The Pioneer*, October 31, 1948.
- (15) Bhowani Sen, *Agrarian Crisis in India and the Reactionary Plans* (Bombay, 1952), p. 73.
- (16) *The Pioneer*, November 4, 1948.
- (17) Karuna Mukherji, *Land Reforms* (Calcutta, 1952), p. 83.
- (18) *U.P. Gazette, Extraordinary*, July 8, 1949, pp. 1~6.
- (19) *India News*, July 16, 1949.
- (20) H.D. Malaviya, *Village Panchayats...*, p. 213.
- (21) くわしくは拙稿「インドU.P.州の土地改革法」(『アジア経済』第4巻第8, 11号, 第5巻第3号, 1963~64年)。
- (22) M.L. Dantwala, "Financial Implications of Land Reforms; Zamindari

Abolition," *Indian Journal of Agricultural Economics*, vol. 17, no. 4 (Oct.-Dec. 1962), p. 3.

(23) *The Pioneer*, December 1, 1950.

(24) UP州パンチャーヤト自治法にもとづく最初のパンチャーヤトの選挙は1949年2月に行なわれた。人口1000人以上2000人以下に一つのガオン・サバー（村全体会議）を設置するという方針で、地税査定単位村12万2496に対し、設置されたガオン・サバーの数は3万6139であった。ところがザミーンダール制廃止および土地改革法にもとづいて設置されるガオン・サマージは原則として地税査定単位村を対象にするものであり、その数は8万4000に及んだ。ガオン・サバーとガオン・サマージの権限が重複するところもあり、混乱が生じた。このため人口250人以下の集落もしくは村を近隣の村に合併し、地税査定単位村の数を7万2428に減らし、おのののにガオン・サバーを設置することになった。1962年からはガオン・サマージを廃して、ガオン・サバーに統一し、土地管理委員会はその下部機関となっている。

V.L. Purwar, *Panchayats in Uttar Pradesh* (Lucknow, 1960), pp. 113, 117.

(25) Charan Singh, "Have Peasants Become Paupers?" *The Pioneer* (April 29, 1951).

(26) *The Pioneer* (February 3, 1950).

ブーミダールとシールダールを区別したことに対し国民會議派内部にも反対があった。先に言及したショシット・サングの指導者で、のちに會議派に加入了Dwarka Prasad Mauryaはザミーンダール制廃止法合同選出委員会に少数意見書を提出してつぎのように述べていた。

「農民の間に差別を設けるべきでない。もしそういうことをするならば、この土地改革の目的が無意味になる。すべてのものがひとしくブーミダール権を与えられるべきである。」また、アディヴァーシー権に関しては、5年後でなければブーミダール権を取得できないという規定は、主として後進諸カーストおよび不可触賤民の出身である又小作人約600万人をブーミダール権から閉め出すものであるとマウリヤーは批判していた。さらにかれは旧地主の自耕地保有に30エーカーの制限を課すようにと提案していた。

Unnis Sau Unpachas Isvii ke Sanyukt Prantiya Zamindari-Vinash aur Bhumi-Vyavastha Bill par Sanyukt Vishishta Samiti (Joint Select Committee) ki Riport (Lucknow, 1949), pp. 17~18.

この報告書の一部の翻訳はラクナウ大学学生であったVijay Uniyalの好意による。

(27) *The Pioneer*, June 24, July 5, 1950.

さらに、地主議員は将来の土地取得に対する制限を100エーカーに引き上げるようにと主張していた。

- (28) *The Pioneer*, January 11, 1951.
- (29) *The Pioneer*, January 11, 1951.
- (30) *The Pioneer*, August 4, 1950. ザミーンダール制廃止および土地改革法案に対する地主側の反論の詳細については, "Landholders' Note on Dissent to Select Committee," (1), (2), (3), *The Pioneer*, February 3, 4, 5, 1950.

J. Prasad, "Compensation Clauses of the Zamindari Abolition Bill," (1), (2), (3), *The Pioneer*, May 5, 8, 10, 1950.—do.—, "Zamindari Abolition Bill," (1)～(6), *The Pioneer*, May 31, June 7, 9, 11, 13, 15, 1950.

### III

- (1) B. Singh and S. Misra, *A Study of Land Reforms in Uttar Pradesh* (Calcutta, 1964), p. 35.
- (2) B. Singh and S. Misra, p. 163.
- (3) B. Singh and S. Misra, p. 154.
- (4) W.C. Neale, *Economic Change in Rural India* (Yale Univ. Press, 1962), p. 243. F.J. Moore and C.A. Freydig, *Land Tenure Legislation in Uttar Pradesh* (Berkeley, 1955), p. 80.
- (5) B. Singh and S. Misra, p. 121.
- (6) B. Singh and S. Misra, pp. 130～132.
- (7) B. Singh and S. Misra, p. 134.
- (8) D.A. Low, ed., *Soundings in Modern South Asian History* (Berkeley and Los Angeles, 1968), pp. 12～13.
- (9) 農民運動については,

古賀正則「インドの農民運動と土地改革——全インド農民組合の成立から土地改革法成立に至るまでの——」(『東洋文化』34号)。

桑島昭「インド国民会議派と農民運動1929～39」(『大阪外国语大学学報』第18号, 1968年), 「会議派社会党」(『国際関係論研究』No. 3, 1968年10月)。

- (10) ザミーンダール制廃止直後の経営保有地の規模別分布は次表のとおりであった。

## 経営規模別世帯および面積の分布

—1953~54年—

(単位：%)

|         | 世 帯 数  | 経 営 面 積 |
|---------|--------|---------|
| 0 ~ 1   | 35.56  | 2.17    |
| 1 ~ 5   | 41.44  | 30.38   |
| 5 ~ 15  | 19.48  | 43.41   |
| 15 ~ 30 | 2.86   | 15.92   |
| 30 ~ 50 | 0.53   | 5.43    |
| 50以上    | 0.13   | 2.69    |
| 計       | 100.00 | 100.00  |

(出所) *The National Sample Survey, 8th round No. 66, p. 47.*

上表からも明らかなように、UP州のみならず、インド全体の農業問題の中心になるのは、零細農民および土地なき「農業労働者」層の問題である。このように膨大な零細農民および土地なき「農業労働者」層が、どのような社会的系譜のものであるか、いかなる社会・経済的过程を通じて形成されてきたのか、そして現在のインドの社会・経済のなかでどのような性格のものとして位置づけられるべきかという諸点は、稿を改めて論ずる予定である。

- (1) 古賀正則「(インドの) 村落における指導層と土地改革」(『アジア経済』第7巻第3号、1966年3月)。

すでに1930年代に、大地主層が農村地域において政治的影響力を失っていたことは、P.D. Reenes, "Landlords and Party Politics in the United Provinces," in *Soundings in Modern South Asian History*, ed. by D.A. Low, pp. 261~293.において明らかにされている。